

限定承認公告

本籍大阪府枚方市宮之阪一丁目八〇二番地一
 〇、最後の住所大阪府枚方市宮之阪一丁目一
 〇番一一号 被相続人 亡 小林 順子
 右被相続人は令和八年二月二十日死亡し、その
 相続人は令和八年四月二十一日大阪家庭裁判所に
 て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受
 遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求
 の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がな
 いときは弁済から除斥します。

限定承認公告

本籍神奈川県大和市中央二丁目二番、最後の住所神奈川県大和市中央二丁目二番七号

限定承認公告

右被相続人は令和七年十一月二十三日死亡し、
 被相続人 亡 阿部 英明
 その相続人は令和八年五月二十七日横浜家庭裁判
 所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及
 び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
 に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出
 がないときは弁済から除外します。
 令和八年六月五日

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町四丁目一
番、最後の住所兵庫県姫路市伊伝居一五番地
七 被相続人 亡 安西 宏晃

右被相続人は令和七年九月二十三日死亡し、その相続人は令和八年五月二十七日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月五日

限定承認公告

兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町五丁目一六
一—三—三 相続財産清算人 安西 宏紀
代理人弁護士 岡井 勇輝

限定承認公告

右相續人、以今和十年一月二十日死亡し、
の相続人は令和十年五月二十六日松江家庭裁判所
益田支部に於て限定承認をしたから、一切の相続債
権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月
以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお
申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年六月五日

島根県益田市あけぼの東町一三番地一赤陵
会館二階田上法律事務所

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年五月二十二日開催の通常総会において、出資一口の金額を金十万円から金五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年六月五日

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三十一億円減少することにしたしました。

揭載 官報

掲載の目付 令和七年十一月二十六日
掲載頁 四十九頁（号外第二五八号）
令和八年六月五日

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億四千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

揭載紙 官報

掲載の目付 令和八年五月二十九日
掲載頁 八十七頁（号外第二〇号）
令和八年六月五日

訂正公告

令和八年五月二十九日(号外第一二〇号)掲載
の合併公告及び貸借対照表の要旨並びに決算公告
(枠組)中、(甲)株式会社アサヒペンの貸借対照
表の要旨の金額の単位「単位…百万円」とあるは
「単位…千円」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月五日
大阪市鶴見区鶴見四丁目一番一二号

(甲) 株式会社アサヒペン
代表取締役 澤田 耕吾
大阪市鶴見区鶴見四丁目一番二二号

(乙) 株式会社アサヒペン・ホームイン
グサービス

訂正公告

令和八年五月十一日（号外第二〇四号）六十七
 員掲載の被相続人 亡 齋藤 弘に係る相続債
 権者受遺者への請求申出の催告中、最後の住所「北
 海道旭川市二条十九丁目一九六番地」とあるは「北
 海道旭川市旭町二条十九丁目一九六番地」の誤り
 につき訂正します。

令和八年六月五日

正誤

令和八年四月十四日（号外第八十八号）公布財
務省令第三十九号（法人税法施行規則の一部を改
正する省令）
（原稿誤り）
四六ページ別表十（七）中

関西国際空港用地整備準備金積立額又は 中部国際空港整備準備金積立額 (別表十二(十) [15] 又は別表十二(十一) [10])	6
関西国際空港用地整備準備金積立額又は 中部国際空港整備準備金積立額の損 金算入額 (別表十二(十) [15] 又は別表十二(十一) [10])	6

誤り。

 $\frac{1}{2}$

令和八年五月十一日（号外第四百四号）厚生労働
省告示第二百十三号（生物学的製剤基準の一部を
改正する件）
（印刷誤り）

七ページ下段改正後欄二〇行目と同二九行目、八ページ上段同欄二行目と一四行目と二四行目と三四行目及び下段同欄二行目、九ページ上段同欄六行目と一八行目の行頭をそれぞれ二字下げる。

八	改	3
下	正	2
終	後	3
一	り	2
五	か	3
	ら	2